

「東久留米市子ども子育て支援事業計画」の中間年の見直し(補正)を行いました

市では、子ども・子育て支援法に基づき、27年3月に「東久留米市子ども子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育てを取り巻く環境の整備、支援の取り組みを一層促進するとともに、市民のニーズに合った提供体制の確保の推進

「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」を改訂しました

市では、「東久留米市保育サービスの施設整備・運営及び提供体制に関する実施計画」を策定し、喫緊の課題である待機児童解消とさらなる民間活力の導入による効率的な行政サービスの維持・向上に取り組んでいます。

後期高齢者医療制度

保険料が年金天引きされている方、4月から年金天引きが始まる方へ保険料の仮徴収を行います

後期高齢者医療保険料を、年金からの天引き(特別徴収)で納める方は、年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。

4月・6月・8月は保険料の「仮徴収期間」です

年間の保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定し、決定します。そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月の3回で納めることとなります。7月に年間保険料額が決定し

久留米市子ども・子育て会議での議論とともに、パブリックコメントを実施し、取りまとめました。

同計画の見直しの内容は、子育て支援課(市役所2階)、市政情報コーナー(同1階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでご覧いただけます。詳しくは同課☎470・7740へ。

今後は改訂後の同実施計画に沿って「保育サービスの施設整備・運営」「市立保育園への民間活力の活用」の取り組みを進めていきます。

なお、同実施計画は、子育て支援課(市役所2階)、市政情報コーナー(同1階)、中央・滝山・東部・ひばりが丘の各図書館、市ホームページでご覧いただけます。詳しくは同課☎470・7745へ。

新小学1年生の義務教育就学児医療証(マル子医療証)を送付します

現在、乳幼児医療証(マル乳医療証)をお持ちで、4月に小学校へ入学する児童(23年4月2日～24年4月1日生まれ)の医療証は、4月1日(日)からマル子医療証に切り替えになります。

対象の方には、4月1日(日)から使用できるマル子医療証を3月下旬に送付します。

ご注意

(1) マル子医療証には所得制限(下表参照)があり、限度額以上の場合(現在お持ちのマル乳医療証の負担者番号が「88132451」の方は、マル子医療証の対象になりません)

義務教育就学児医療費助成 所得制限限度額

※9月30日(日)までは29年度(28年中)の所得額で判定します。

扶養親族等の数	所得額	収入額の目安
0人	622万円	833万3,000円
1人	660万円	875万6,000円
2人	698万円	917万8,000円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1,002万1,000円
5人	812万円	1,042万1,000円

※収入額は、所得額に給与所得控除額等相当分を加算した額。実際の判定は所得額で行います。

※年少扶養(16歳未満)も扶養親族等の数に換算します。

- ☆所得制限額に加算する金額
 - ・老人扶養親族1人につき 6万円
 - ・扶養親族等が6人以上の場合は1人につき 38万円
- ☆所得額から控除できる金額
 - ・社会保険料相当額 一律8万円
 - ・雑損、医療費、小規模企業共済等掛金控除 相当額
 - ・障害者控除 (普通)27万円 (特別)40万円
 - ・寡婦・寡夫控除 (普通)27万円 (特別)35万円
 - ・勤労学生控除 27万円

非課税世帯の場合は、対象児童を含めたマル乳医療証を送付します。(3) 世帯主が非課税で、障害がある児童の場合は、心身

障害者医療費助成(マル障医療証)を受給できる場合があります。詳しくはマル子医療証・マル乳医療証が児童青少年課☎470・7736、マル障医療証が障害福祉課☎470・7747へ。

心身障害児通園施設「わかさ学園」30年度入園児を追加募集します

【対象】心身に障害や発達に遅れを有する就学前(6歳未満)の児童

【募集人数】若干名
申し込みは3月15日(木)～20日(火)に、所定の申請書(わかさ学園で配布中)に必要事項を記入の上、同学園へ直接持参してください。

【日時】4月9日(月)午前10時～11時
【会場】市役所5階502会議室
【内容】学童保育所について

募集

学童保育所の職員募集説明会を開催します

学童保育所に勤務する職員(児童厚生員)を募集します。次の通り説明会を開催しますので、興味のある方は、お越しください。

【日時】4月9日(月)午前10時～11時
【会場】市役所5階502会議室
【内容】学童保育所について

市税などの納付にご協力ください

3月26日(月)は、国民健康保険税第9期の納期限です。最寄りの金融機関・ゆうちょ銀行(郵便局・コンビニ)でお納めください。

詳しくは納税課☎470・7729へ。

4月のお気軽に無料相談

相談内容・定員	相談員	予約開始日	相談日	時間	会場	問い合わせ先		
法律相談(各日8人)	弁護士	3月29日(木)	4日(水) 11日(水) 18日(水) 25日(水)	午前10時から	市役所2階相談室	予約は各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課☎470・7738		
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	司法書士	3月27日(火)	4日(水)	午後1時から				
表示登記・土地の境界等相談(4人)	土地家屋調査士			午前10時から				
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	行政書士	4月5日(木)	11日(水)	午後1時から				
税務相談(5人)	税理士	4月10日(火)	18日(水)	午後1時半から				
不動産取引相談(5人)	宅地建物取引士	3月29日(木)	5日(木)	午後1時から				
交通事故相談(5人)	弁護士	4月19日(木)	25日(水)	午前10時から				
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	社会保険労務士			午後1時半から				
女性の悩みごと相談(各日3人)	女性カウンセラー	3月28日(水)	2日(月) 9日(月) 16日(月) 23日(月) 27日(金)	午前10時～午後1時 午後1時半～4時半			市役所2階相談室	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター☎472・0061
女性弁護士による法律相談(3人)	女性弁護士	3月23日(金)	6日(金)	午前9時半～午後0時半				
経営相談	市商工会経営指導員	前日までに	平日	午前10時～午後4時	東久留米市商工会館	市商工会☎471・7577		

相談内容	相談日	時間	会場	相談員	問い合わせ先
耐震相談	13日(金)	午後2時～5時	市役所1階屋内ひろば	東久留米建築設計協会会員	同協会事務局・桑原建築設計事務所☎476・1515
教育相談※電話相談も可。	火曜～土曜日 月曜～金曜日	午前10時～午後5時	中央教育相談室(成美教育文化会館内教育センター) 滝山教育相談室(西中学校隣)	教育相談員	中央相談室☎473・3667 滝山相談室☎475・8909
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	児童青少年課(市役所2階)	母子・父子自立支援員	児童青少年課☎470・7736
身体障害者相談	13日(金)	午前10時～正午	市役所1階相談室	身体障害者相談員	前月末までに障害福祉課☎470・7747、ファクス475・8181
知的障害者相談	11日(水)			知的障害者相談員	同センター☎477・2711
心身障害者(児)相談	平日	午前9時～午後5時	さいわい福祉センター	さいわい福祉センター支援員	※直接会場へ。
職業相談	開庁日		市役所2階ワークコーナー	ハローワーク三鷹職員	※直接会場へ。
住宅増改築相談	12日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市役所1階屋内ひろば	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会	※直接会場へ。
消費者相談※電話相談も可。	平日		生活文化課(市役所2階)	消費生活相談員	市消費者センター☎473・4505 ※直接会場へ。
行政相談	4月は実施しません			行政相談委員	生活文化課☎470・7738
妊婦訪問	希望する方は右記へお問い合わせください。		ご自宅	助産師・保健師	健康課保健サービス係☎477・0022
赤ちゃん訪問					
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	福祉総務課(市役所1階)	相談支援員	福祉総務課☎470・7741